

## 熊本県低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要項

(趣旨)

第1条 この要項は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画認定制度の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

(知事が定める機関による技術的審査)

第2条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、当該認定申請を行う前に、法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という）が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、次に掲げる機関（業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されている者を除く。以下「知事が定める機関」という。）による審査（以下「技術的審査」という。）を受けることができる。

(1) 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合 エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

(2) 前号以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関を兼ねる者に限る。）

2 認定申請者は、前項の技術的審査の結果において低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、知事が定める機関から適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

(知事が認める基準)

第3条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「認定基準」という。）Ⅱ第2の知事が認めるものは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第1項又は第2項の規定により作成された建築物環境配慮計画書において、環境配慮評価結果の環境効率BEEが1.5以上（ランクA以上）又はライフサイクルCO<sub>2</sub>排出率が80%以下（☆☆☆以上）であるものとする。

2 前項において作成された建築物環境配慮計画書は、条例第35条の規定により公表するものとする。

(知事が定める図書)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「施行規則」という。）第41条第1項の知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 技術的審査を受けた場合にあつては、適合証
- (2) 品確法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費等級5に適合していることを証するもの）の写し
- (3) 認定基準Ⅱ第2の措置を講じる場合にあつては、熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（平成22年熊本県規則第25号）第29条に規定する建築物環境配慮計画書及びその添付図書
- (4) 認定基準Ⅰ第2.1-3に係る審査にあたり、認定基準Ⅰ第2.1-2(2)の規定に基づきおおむね同等以上の性能を有すると国土交通大臣が認めた住宅の場合にあつては、その旨の認定書等（以下「認定書等」という。）の写し
- (5) 認定基準Ⅱ第1.6に係る審査にあたり、品確法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅の場合にあつては、登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書等の写し

2 施行規則第41条第3項の知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 次のア及びイに掲げる事項の全てが明示されている図書。ただし、次のア及びイに掲げる事項以外で、当該図書に明示すべき事項が明示されている場合を除く。

ア 認定基準Ⅰ第2.1-2(2)の規定に基づきおおむね同等以上の性能を有すると国土交通大臣が認めた住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、認定証等において明示されていると判断されるもの

イ 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書等の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書等において明示されていると判断されるもの

(建築確認申請書等)

第5条 認定申請者が法第54条第2項の規定に基づく申し出をする場合（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）は、低炭素建築物新築等計画に計画通知取扱申請書（別記第1号様式）を添付するものとする。

2 法第54条第2項の規定に基づき提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書は、正一通及び副一通とする。

3 第1項の場合においては、低炭素建築物新築等計画に施行規則第41条第1項に規定する申請書の副一通を添付するものとする。

(計画通知)

第6条 知事は、前条第1項の申し出により法第54条第3項の規定に基づく通知をする場合にあっては、低炭素建築物新築等計画に低炭素建築物新築等計画通知書（別記第2号様式）を添付するものとする。

(構造計算適合性判定の準用)

第7条 法第54条第2項の規定に基づく申し出をする場合は、建築基準法第6条の3の規定を準用する。この場合において、同条第8項中「当該建築主事」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

(申請の取下届)

第8条 認定申請者は、当該認定申請を取り下げる場合にあっては、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（別記第3号様式）の正一通及び副一通を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、提出された認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(適合するかどうかを判断することができない旨の通知)

第9条 知事は、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合するかどうかを判断することができない場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、適合するかどうかを判断することができない旨の通知書（別記第4号様式）を認定申請者へ通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第10条 知事は、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第12項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、認定しない旨の通知書（別記第5号様式）を認定申請者へ通知するものとする。

(建築工事完了報告書)

第11条 法第55条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、認定申請に係る建築物の工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書（建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合にあっては別記第6-1号様式、それ以外の場合にあっては別記第6-2号様式）により、法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画（以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に従って工事が行われた旨を知事に報告するものとする。

2 別記第6-1号様式による報告においては、建築士法（昭和25年法律第202号）第20

条第 3 項の規定により提出された工事監理報告書及び建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写しを添付するものとする。

3 別記第 6-2 号様式による報告においては、施工者が発注者に提出した工事完了報告書（工事写真を含む。）の写しを添付するものとする。

（認定建築主変更届）

第 1 2 条 次に掲げる者は、認定建築主変更届（別記第 7 号様式）正一通及び副一通を知事に提出するものとする。

(1) 認定建築主の一般承継人

(2) 認定建築主から、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

（取りやめ申出書）

第 1 3 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨を申し出る場合にあつては、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書（別記第 8 号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申し出には、施行規則第 43 条第 1 項の規定により交付された認定通知書を添付するものとする。

（報告の徴収）

第 1 4 条 法第 56 条の規定による報告の徴収は、知事が必要と認めるときに、報告を求める旨の通知書（別記第 9 号様式）により行うものとする。

（改善命令）

第 1 5 条 法第 57 条の規定による改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善命令書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

（認定取消し）

第 1 6 条 法第 58 条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の取消しの通知は、認定取消通知書（別記第 11 号様式）により行うものとする。

附 則

この要項は、平成 25 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。